

(主旨)

1身体拘束の適正化、虐待防止に関する基本的な考え方

身体拘束、虐待は利用者の生活・活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束や不適切な支援を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行わないこと、虐待防止に向けた意識を持って利用者を支援します。

(委員会組織について)

2身体拘束の適正化、虐待防止のための体制

次の取り組みを実施し、身体拘束等の適正化、虐待防止の体制を維持、強化します。

(1) 身体拘束の適正化、虐待防止委員会の設置

身体拘束等の適正化、虐待防止委員会を設置するとともに、両委員会を一体的な運用とし、当法人で身体拘束等の適正化、虐待防止を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。

(2) 委員会の構成

- ・虐待防止委員で構成する
- ・委員長：理事長が任命する者
- ・委員：各事業所部長又は、課長が任命する者

(3) 委員の役割

- ・委員長：統括管理・統括責任者・委員会の招集、運営
- ・委員：取り組み等の確認・改善、各事業所への取り組み内容の周知徹底、研修の開催

(4) 身体拘束等の適正化、虐待防止委員会の開催

委員会は年1回以上開催する。その他必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 法人内における身体拘束等、虐待防止に向けての現状把握、改善に関すること。
- イ 法人内で報告のあった身体拘束等、虐待事例の対応策や身体拘束等を実施した場合の解除の検討に関すること。
- ウ 職員を対象とした身体拘束等、虐待防止に関する研修の実施に関すること。
- エ その他、身体拘束等、虐待発生予防のための必要な事項に関すること。

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の様式を定め、これを適切に作成、保管するほか、委員会結果について職員に周知します。

(職員研修について)

3身体拘束等の適正化、虐待防止のための研修

身体拘束等の適正化、虐待防止のため、職員について、新規採用時のほか、年1回以上の研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

(身体拘束等、虐待防止発生後の対応)

4身体拘束等、虐待予防発生時には基本指針に従い、フローチャートに沿って迅速に対応します。

5緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 身体拘束についての緊急やむを得ない場合の3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援をすることが原則です。しかしながら例外的に以下の3つの要素全てを満たす状況にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替性がないこと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、身体拘束の実施後も日々の態様等を参考にし、委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ない理由から身体拘束を行わざるを得ない場合、次の事項について具体的にご本人、ご家族へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・拘束の方法（場所、部位、内容）
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

6身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や、利用者の日々の様態（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で身体拘束解除に向けた確認（3原則の具体的な再検討）を行います。

（閲覧）

7利用者による本指針の閲覧

本指針は、当法人の全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示を行うとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及びご家族が閲覧できるようにします。

（付則）

1 本指針は、令和4年4月1日より施行する。